独自

守口市 給食費の補助について



認定こども園・保育所・幼稚園を利用する
１号認定・２号認定の子ども、
未移行幼稚園を利用する子ども

補助

給食費

副食費

主食費

補助限度額（月額）

１号認定 未移行幼稚園	**225**円×給食実施日数 （20日超える場合には**20**日）
２号認定	**4,500**円

実費負担
（施設に支払い）

補助額を超える場合は、超えた分（差額）を施設に支払い

副食費：主食費以外（おかず等）
主食費：ご飯やパン等

補助方法：守口市→施設に**直接補助**するため、保護者手続き不要

給食費の金額は、施設ごとに異なります
３号認定の子どもは保育料に含まれるため、無償です
副食費徴収免除対象者は対象外です
（二重で補助・免除はできません）



（国の制度）副食費徴収免除

副食費徴収免除の対象となる場合、保護者と施設に対して通知します
原則、保護者の手続きは不要です※

副食費は免除となります
主食費は対象外のため、保護者負担となります

世帯年収
360万円未満

１号認定：世帯の市民税所得割額合計額が77,101円未満
２号認定：世帯の市民税所得割額合計額が57,700円未満※

or

子どもが
第３子以降

世帯年収は関係なし

１号認定：小学校３年生以下の兄姉のみカウントして第３子以降※
２号認定：小学校就学前の兄姉のみカウントして第３子以降※

詳細は副食費徴収免除の手続きをご確認ください

お問い合わせ先
守口市こども部こども施設課給付担当
(TEL)06-6992-1658